

処分の名称	保安機関の認定、認定の更新
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第29条第1項及び第32条第1項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第2項並びに第3項、第30条、第31条及び第32条第2項 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年2月7日政令第14号）第6条 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）第29条から第33条 ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和3年2月25日20210204保局第1号）
標準処理期間	20日